## 情報公開·個人情報保護審議会報告事項

件

高次脳機能障害支援協働事業の委託について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

### 【事前報告】

◇第14条第1項(重要な個人情報の提供等を伴う委託)

(担当部課: 障害者福祉課相談支援係)

# 事業の概要

事業名	高次脳機能障害支援協働事業	
担当課	福祉部障害者福祉課・健康部保健予防課	
目的	事故や疾病で脳に起こった損傷によって引き起こされる「高次脳機能障害」で日常	
	生活の様々な面に問題を抱えている高次脳機能障害者の当事者やその家族への支	
	援を行う。	
対象者	高次脳機能障害者の当事者と家族	
事業内容	高次脳機能障害の当事者・家族を支援するために実施する相談事業、居場所づくり	
	事業、研修事業等を実施する。	
	1 相談事業(予約制 月2回)	
	2 居場所づくり事業 (月2回 定員8名)	
	3 研修事業(年3回)	
	4 ケア研究会の実施(年4回)	

## 件名 高次脳機能障害支援協働事業の委託について

保有課(担当課)	福祉部障害者福祉課・健康部保健予防課
登録業務の名称	高次脳機能障害支援協働事業
委託先	特定非営利活動法人 VIVID(ヴィヴィ)
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	本事業の対象となる障害者又はその家族の以下の情報 氏名、性別、住所、年齢、電話番号、FAX番号、障害の状況(発症の原因・時期・ 現在の症状、手帳の有無等)、保健福祉医療サービスの利用状況 面談記録
処理させる情報項目の記 録媒体	紙
委託理由	新宿区協働事業提案制度により実施決定した事業で、実績のある委託団体により高次 脳機能障害者とその家族への支援を実施することで、効果的・効率的な事業が展開で き、事業対象者の利便性を図ることができる。
委託の内容	高次脳機能障害の当事者・家族を支援するために次の事業を実施する。 1 相談事業(予約制 月2回) 2 居場所づくり事業(月2回 定員8名) 生活リハビリ、ピアカウンセリング、外出等実施 ※実施場所 新宿けやき園コミュニティスペース 3 研修事業(年3回) ①高次脳機能障害の理解の普及啓発 ②専門職向けスキルアップ ③ボランティア向け基礎知識取得 4 ケア研究会(年4回) 高次脳機能障害者への支援のあり方についての研究
委託の開始時期及び期限	平成21年 4月 1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情 報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す
受託事業者に行わせる情 報保護対策	取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 提供された情報は施錠できる金庫に保管する

### 特記事項

#### (基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

#### (秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

#### (適正な管理)

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって 保管及び管理にあたらなければならない。

#### (複写等の禁止)

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人 情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

#### (再委託の禁止)

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

#### (資料等の返還等)

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された 資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示 したときは、その指示によるものとする。

#### (業務に関する報告)

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

#### (監査)

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### (従業員に対する教育)

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

#### (事故発生時等における報告)

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違 反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲 の指示に従うものとする。

#### (公表)

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

#### (損害の賠償)

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。